

## 障がいのある方、応援します。

### 日常生活用具の給付

障がいのある方の日常生活をより円滑に過ごしていただくため、その障がいに応じた日常生活用具の給付を行っています。

(対象者)

身体障がい者  
知的障がい者

(利用者負担額)

基準額の1割(ただし、非課税世帯の方は、負担はありません。)

給付品等、詳しいことはお問い合わせください。

特別障がい者・障がい児福祉手当

次に該当される方は、受給の対象となりますので、住民福祉課福祉係までご相談ください。

特別障がい者手当

(対象者)

20歳以上の在宅の方で、異なる重度の障がい(身体・知的・精神)が重複しており、日常生活において、常時特別の介護が必要な方。

(支給額)

月額 26,440円

(支給額)

障がい児福祉手当

(対象者)

20歳未満の在宅の方で、重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護が必要な方。

(支給額)

月額 14,380円

ただし、施設等に入所されている方、扶養義務者等の所得が一定額以上ある方は、受給の対象外です。

問 住民福祉課福祉係

734-0157

## 特別障がい者・障がい児福祉手当の申請について

現在、特別障がい者手当、障がい児福祉手当を受給されている方は、受給資格確認の現況届を提出してください。対象者には、7月中旬に申請用紙を送付しております。

なお、未提出の方は、手当が差し止めになることがありますのでご注意ください。

《提出期限》

8月16日(月)

なお、事前に連絡をいただければ、時間外でも受け付けします。

《提出先及び問合せ先》

住民福祉課福祉係

734-0157

## 個人事業税

【第1期分】の納期限は、8月31日(火)です。

【第2期分】の納期限は、11月30日(火)です。

8月に第1期分及び第2期分の納税通知書兼納付書をまとめて送付しますので、それぞれの納付書にて納期限までにお納めください。

\* 第2期分の納付書は大切に保管の上、納付忘れがないようお願いします。

\* 納税には、便利で安心・安全な口座振替制度をご利用ください。

\* お問い合わせ先

大阪府豊能府税事務所

電話 072-752-4111



府税マスコット「タッピー」



大阪府